

令和3年1月26日

厚生労働大臣
田村憲久様

全国ハンセン病療養所入所者協議会
会長 森和男

要請書

田村大臣以下、猛威をふるう新型コロナウイルスの対応に携わる関係各位が日夜ご奮闘されておられることに敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

さて、この度政府は新型コロナウイルス対策の特別措置法や感染症法などの改定で罰則を盛り込んだ改正案を閣議決定し国会に提出し、審議に入ろうとしています。改正案の大きな柱は感染症法に盛り込まれる刑事罰であると聞きました。かつてハンセン病ではらい予防法に基づいて患者の強制収容が行われたあげく、入所者の人権は剥奪され、塗炭の苦しみの中で生きるしかありませんでした。この暗黒の歴史を私たちは決して忘れません。病気の蔓延防止の名目の下、科学的根拠が乏しいにもかかわらず、著しい人権侵害が公然と行われてきたのです。このことは、2001年のハンセン病違憲国賠訴訟における熊本地裁の判決で国の過ちが憲法違反として厳しく糾弾されたことでも明らかです。この判決に対し当時の小泉首相は控訴を断念し、談話の中で謝罪もしました。こうした歴史的反省の上に感染症が成立した経緯を深く認識する必要があります。「国及び地方自治体は感染症患者等の人権を尊重しなければならない」と明記されています。患者の人権を不当に侵害する法律は憲法違反を再び起こしかねません。全療協は2度と同じ過ちをくり返さないためにも、今国会で審議される新型コロナウイルス対策の関連法案の改定に罰則規定を盛り込むことには絶対反対であることを表明いたします。

田村大臣以下関係各位におかれましては、私たちの願いをご理解下さり対処されることを強く要請します。

以上